

鉄道高架建設事務所建設工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉄道高架建設事務所が施行する建設工事の請負及び建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託並びに建設工事に係るものを除く業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札・契約事務の適正な執行のため、鉄道高架建設事務所建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 執行予定額が埼玉県財務規則別表第2の決裁区分欄の所長の欄に記載された金額内の建設工事等の随意契約の見積書徴取に関すること。
ただし、埼玉県財務規則別表第2「様式区分」欄の支出負担行為兼支出命令書に区分されているものを除く。
- (2) 執行予定額が埼玉県財務規則別表第2の決裁区分欄の所長の欄に記載された金額内の建設工事等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (3) 執行予定額が埼玉県財務規則別表第2の決裁区分欄の所長の欄に記載された金額内の建設工事等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長の職務を代行する副委員長の順は、総務用地担当部長を第1順位、建設担当部長を第2順位とする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことが

できない。

3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申」という。）は、その建設工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中から内申に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者管理システムによる指名選定資料（内申書）
- (2) 一般競争入札の公告文（案）
- (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料

(決定)

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき鉄道高架建設事務所長が決定する。

(秘密の保持等)

第9条 委員会を組織する者及び委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の開催ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に鉄道高架建設事務所において閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、鉄道高架建設事務所総務用地担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員会
が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

別表

	委員の職名	
委員長	鉄道高架建設事務所	所長
副委員長	〃	総務用地担当部長
副委員長	〃	建設担当部長
委員	〃	総務用地担当課長
委員	〃	総務用地担当課長
委員	〃	総務用地担当課長
委員	〃	建設担当課長